

## 1 現行皇室制度と憲法に内在する問題は日本を破壊する根本原理

安政5年6月19日、徳川幕府は、不平等条約の締結という国家の歴史的一大事を、米国の威圧外交に負けた老井伊直弼以下幕閣数名の専断で通商条約に調印してしまいました。かねてより事態を憂慮され、このような国家の重大事は、幕府だけでなく諸藩の人々の意見も広く聞き、公武一体、国民協和して対処するよう将軍に促していた孝明天皇は、同年8月5日、勅書を以って一同群議して長久の計を成すように幕府及び水戸藩に諭しました。特に、水戸藩主徳川慶篤には、この旨諸藩主へも広く達せよと命ぜられたのです。

しかしながら、幕府は、朝廷に対し不敬がないようにとの体裁だけは整えつつも、孝明天皇の大御心に反し安政の大獄といわれる暴挙に出ます。

また、尊皇攘夷の思想を日本中の志士に広めた水戸藩でありましたが、いざ朝廷と幕府の板ばさみに遭うと幕府におもねる態度を取りました。特に、藩校弘道館の初代教授頭取に任じられた会沢正志斎（あいざわ せいしさい）は『新論』等を記し尊皇攘夷論の理論的指導者だったにもかかわらず、勅書返納を主張し、藩内の尊皇攘夷派を鎮圧する領袖として立場を取ったのです。

明治天皇が、「明治維新の宸翰」（慶應四年三月十四日）のなかで『武家、權を専らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠ざけ、億兆の父母として、絶えて赤子の情を知ること能はざるや、云ふ計りなし、遂に億兆の君たるも、唯だ名のみになり果て、其が爲に、今日、朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて、朝威は倍（ますゝ）衰へ、上下相離るゝこと、霄壤の如し。』と仰せられるのも、故あつてのことなのです。

このような話をしたのは、去る8月8日、畏くも今上陛下のおことばを賜りながら、私自身も含めて、大御心に副い奉ろうという国民の赤心の顛れがあまりにも足りないとの深い反省があるからです。ある者は、宮中祭祀をはじめ御皇室の伝統破壊を企図し、またある者は、表面は天皇崇敬の理屈をこね実態は大御心に反した考えと行動をとっているように思います。

憲法十七条『三にいはく、詔[みことのり]を承[うけたまわり]りてはかならず謹[つつし]め。君をばすなはち天[あめ]とす、臣[やつこらま]をばすなはち地[つち]とす。天[あめ]は覆[おお]ひ地は載せて、四つの時順[したが]ひ行はれて、万[よろず]の気[しるし]、通ふことを得[う]。地[つち]、天[あめ]を覆はんとするときは、すなはち壊[やぶ]るることを致さまくのみ。ここをもつて、君のたまふときは臣[やつこらま]承[うけたまわ]る、上[か

み]行ふときは下[しも]靡[なび]く。故[それ]詔[みことのり]を承りてはかならず慎め、謹[つつし]まずはおのづからに敗れなん』。

私にとって、今上陛下のおことばは国民に対する「みことのり」です。

『私が天皇の位についてから、ほぼ28年、この間私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごして来ました。私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ましたが、同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考えて来ました。天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共に行おこなって来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井しせいの人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。』とのおことばには、国民をしろしめす天津日嗣としての御存在の貴さを強く感じずにはおれません。この皇恩にたいして赤心の感謝でお応え申し上げる国民がいて君民一体の大和の国日本が続いてきたのです。

権利と義務の不安定な契約的結合に依存する世俗国家では、個人の利益の擁護が権利の内容であり、不利益の強要が義務の内容です。権利の追求と義務の強要は常に対立を産み、国民一人ひとりの権利と義務に偏重をきたせば国家は乱れます。

他方、わが国においては、国民を思い国民の幸福を祈る天皇の御稜威（皇恩）が国民の権利に相当し、大御心に感謝しそれに報いるため力を尽くす国民一人ひとりの自発的な社会貢献が義務に相当します。このような主体的心の絆こそが国民の協心努力を産み、社会の成長発展の力となります。

現憲法は、前者の個人の権利を絶対視する啓蒙主義の思想で貫かれています。日本国憲法思想は、政府と国民を対立させ、共同社会、会社、家族と個人を対立させているのです。

これを象徴する例があります。平成27年7月、国連人権理事会において、家族は社会の中で自然で基本的な集合体であり社会や国から保護されるべきであるとする「家族の役割と保護」が議決されました。この際、日本は「人権享有主体性については、家族という集団では無くてもあくまでも家族の中の個人を人権享有主体と捉えるべきであり、家族間の問題に対する個人の人権の保護、という視点が重要である」という理由で反対したといます。憲法思想に基いた外務省当局の考えです。民進党党首もこの考えを国会で声高に主

張していました。

戦後占領期の1947年、現憲法24条に基づきわが国の伝統であった戸主権と家督相続が廃止されました。この家制度の廃止が日本文化の破壊に重大な影響を及ぼすことを、当時、原夫次郎衆議院議員が国会で以下のように指摘しております。

「わが国の家族制度と天皇制とは、非常に密接なる関係のある旧来の慣習でありまして（略）。この日本国の家族から天皇陛下のお膝元に、大道が通じているものと、我々はかねてから信じているのであります。」

家督相続が廃止され現行の法定(個人)相続制度が普及したことにより、相似形だった国民の家督相続と皇位継承制度が非相似なものとなり、現下の国民には皇位継承が分かりにくくなってしまっています。日本国民は、戸主を中心とする生命共同体としての家があったからこそ、天皇を中心とする日本国家の有り難さを理屈抜きに実感できていたのだと思います。

今また、御神勅を承って以来、わが国の食国天下（おわすくにあめのした）のまつりごとであり、伝統継承と共助文化の象徴でもある稲作が、自由競争の商品へと変質されようとしております。

真の平和は、人々の共同体意識によって生まれます。個人の権利を絶対価値とし、対立を前提とする思想から平和が生まれるはずがありません。個人の権利の保全を自由競争で保障しようなど言う発想は、利益を過剰なまでに搾取専有しようとする者の目論見以外にもないと思います。そのような考えの思想と制度が普及することによって、わが国の伝統的共助共同体は破壊され、国民は天皇陛下の大御心が分かりにくくなってしまうのです。その凶元が現憲法であると思います。

「平和を愛する諸国民の公正と信義に依存して」平和が実現できる世界が実存しないこと、さらには、交戦権を行使しなくとも武力紛争に巻き込まれた実例は枚挙にいとまがないことだけでも、現憲法が平和憲法だというのはまやかしです。

ですから、憲法改正を求める国民の声が広がるのは当然のことです。

ただ、現憲法改正を熱心に思う人々の多くが、この憲法を、憲法に規定された手続きで改正しようとしています。その理由は様々ですが、だいたいは狭隘な法形式的治主義によるのではないかと思います。つまり、現憲法の内容に正義が無くとも成文憲法と成文法が唯一の正義で、それに反してはいけないという考えです。

成文法が唯一絶対の権限を有するのは、フランス革命やアメリカ独立戦争、さらには共産主義革命といった過去との断絶を経た人工国家においてです。これに対して、これまでの人類の経験に基く古来からの叡智すなわち伝統や文化等の慣習を上位概念とし、その時々によって不足することだけを成文法化するのが伝統を有する国家の一般的在り方です。

よう。

日本は世界最古の「自然国家」であり、長い歴史の歩みや目に見えない大切なものがたくさんあります。これらを内在した伝統的慣習は、長い歴史の中で多くの人々が認めた社会正義秩序そのものです。よって、一つの成文憲法を持って、日本の国柄 (Constitution) を表現することは出来ないし、してはならないと思います。

大震災等において法秩序の執行が難しくなったときほど、人々が和して助け合う姿を観るたびに思うことがあります。正しい慣習法を有するわが国において、我々日本人の社会正義は、現憲法と現法律の外にあるのではないかということです。そうだとすれば、現憲法と現法律だけを唯一の正義だとする考えは、むしろ不正義だと思います。

次に、成文法による法治主義者ほど頭が固くはなくとも、法の手続きに従って民主的に憲法を変えるプロセスをとれば、実質的宗主国アメリカも口出しは出来ないだろうと考える人々がいます。これもまた間違いです。

今世界の軍事作戦は、軍隊と軍隊が正面衝突するような大規模戦争の形態はとりません。圧倒的軍事大国として米国が君臨し、世界の軍事バランスが大きく開きすぎたからです。これはまた、米国のような強大な軍事国家が大規模な軍事介入を取ることを難しくしました。そこで現代では、大国の軍事介入は、非通常作戦の形態をとります。非通常作戦とは、国家転覆等のサボタージュ、外国防衛、民事作戦・心理作戦、暴動・対暴動等です。つまり、米国にとって好ましくない国家を転覆して親米政権を樹立したり、国民によって倒されそうな親米国家をあらゆる手段で支援して政権を維持させるといった作戦が、現実に準備され遂行されているのです。米国は、どんな形態をとろうと、米国の利益に反する出来事には手段を選ばず介入します。それが例え民主的で平和的であってもです。米国は戦争をしかけてまで日本の憲法を変えたのだということを忘れてはいけません。

そうであったとしても、やむにやまれぬ大和心を発揚し、正しい憲法を創る気概と行動力を持った国民が必要なのです。

祖先を敬い未来の子孫を思い共に今を一所懸命生きる国民。自然を神と崇め自然と一体となって生きてきた国民。このような国民が天皇陛下の大御心を奉戴し、和して真の平和国家日本を保全し発展させることが日本国民の最善の道だと思います。

## 2 皇室典範等皇室法を一般法律として放置しておくことは人類史の危機的状況である

八月八日の天皇陛下のおことばを受けて、にわかには皇室典範改正の議論が高まってきました。政府は、皇室典範の改正は行わず特措法での対応の意向を示しています（10月8日現在）。

陛下は、おことばの冒頭、『本日は、社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となった場

合、どのような在り方が望ましいか、**天皇という立場上、`現行の皇室制度に具体的に触れることは控えながら**、私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思います。』と述べられております。

現行皇室制度では、陛下ご自身のことも含め御皇室のことに関して天皇陛下が公式の御意見を全く言えないという異常な状況にあります。このことから、個人としての考えとして「現行皇室制度」全般の見直しを国民にご要望されたものと拝察いたします。

また、先にも引用した、『**天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共に行おこなって来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井しせいの人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。』**とのおことばの中には、天皇陛下が、「国民をしろしめす」とことと「国民のための祈り」という御歴代の天皇陛下が大事にされてきた伝統を、国民統合の天皇の象徴的行為として大切にされていることがわかります。

陛下は、現憲法に規定されたお立場にご配慮され、敢えて「象徴としての役割」と言い表しておりますが、その内容は皇祖祖宗の遺風を継承されるところの伝統的御勤めのことであり、その中心は、天皇陛下が国民と共にあり国民の幸福を祈る「しろしめす御統治と天皇の祭祀」であろうと拝察いたします。

このおことば全体において、今上陛下が大事にしておられるのは「しろしめす御統治と天皇の祭祀」であろうということは切々と感じ入るわけです。

そして、『**天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為**を限りなく縮小していくことには、無理があろうと思われれます。また、天皇が未成年であったり、重病などによりその機能を果たし得なくなった場合には、天皇の行為を代行する摂政を置くことも考えられます。しかし、この場合も、天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはありません。』とのおことばには、「国事行為」と「象徴としての行為」を並列にして述べられております。

国事行為とは、世俗憲法である現憲法第1章第3条及び第4条で規定し第7条に列挙されている、天皇の世俗的行為であります。しかも、天皇陛下ご自身のご意見は全く受け入れず、謀略渦巻く俗界の政府が決めたことです。

占領下に憲法を皇室制度が変更されて以来、現在に至るまで、天皇陛下の伝統的御勤めである祭祀を排除し、世俗的国事行為にのみ専念させようとする動きがあるようです。例

えば、これまでの宮内庁のご公務及び宮中祭祀のご負担軽減策など見ますと、やはり宮中祭祀の簡略化や行幸啓の際に天皇陛下が国民に語られる『おことば』の省略等がターゲットになっているようであります。

詳しくは、『現行皇室法の批判的研究』皇室法研究会（神社新報社）、『天皇の祈りはなぜ簡略化されたか・宮中祭祀の記紀』齊藤久吉（並木書房）等をご参照していただきたいと思ひます。

もし、今上陛下の大御心副い奉るのであれば、国事行為の軽減こそ検討すべきではないでしょうか。

国民の中には、天皇陛下のご負担を考え、「摂政」を置けばよいのではという考えを持つ人もおるようです。しかし、憲法第1章5条で規定しているように、摂政の為しうるのは憲法の定める国事に関する行為のみです。現行憲法下で「摂政」を置いた場合、いよいよ天皇陛下の伝統的御勤めに支障が出るのではないかと懸念するところではあります。

また、「退位」や「譲位」のみを口にする人々は、今上陛下が憂慮する現行皇室制度を、そのままにして、次の天皇陛下に同じ苦悩をおかけすることをなんと考えているのでしょうか。

『我が国の長い天皇の歴史を改めて振り返りつつ、これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう、そして**象徴天皇の務め**が常に途切れることなく、**安定的に続いていくことをひとえに念じ**、ここに私の気持ちを話いたしました。国民の理解を得られることを、切に願っています。』という天皇陛下のおことばには、「しもしめす御統治と天皇の祭祀」が長い歴史を経て未来へと途切れることなく安定的に続くことを切にお考えになっておられると、ありがたく心に響きます。

そうであるならば、国民が為すべきは、今上陛下のお心を皇室制度に反映出来るようにすることではないでしょうか。現状の皇室制度は、御皇室の中のことでさえも天皇陛下のお気持ちは全く聞き入れないという仕組みになっています。これを正さなくてはならないでしょう。

具体的には、世俗の人々が天皇陛下のお考えも聞かずに皇位継承等極めて重要な事柄を恣意的に変更できることの無いように、皇室典範第5章「皇室会議」を改め、天皇陛下が御臨席される御皇族主体の会議とし、皇室典範の改正に関する審議及び改正法案作成権限を委ねることです。現行憲法が廃止されるまでの間は、その法案の議決権（ただし修正権は無し）を国会とすれば世俗の恣意的力によって御皇室の事柄に手を加えられる可能性は少なくなると思ひます。

全ての国民のことを常に平等に思ひ、その生活や心をお知りになって、国民皆が幸福であることを全身全霊でお祈りになる天皇陛下のお姿を思うとき、報恩感謝の念が沸き起こります。自分も天皇陛下の思ひ、微力を尽くしたいと腹の底から思うのです。その思ひを

国民が共有できれば、共助共栄の社会が動き出します。

近代国家を生んだ欧米の人々でさえ、行き過ぎた自由競争による社会の混乱と疲弊を批判しています。去る11月16日、オバマ大統領がアテネでの演説で「グローバル資本主義の進展によりもたらされた格差拡大や既存政治への不満が広がっていることが、英国のEU脱退、米国の大統領選挙の背景」だと指摘しました。欧米先進国の国民でさえ、「グローバル経済主動の自由競争は、自分達が慣れ親しみ育んできた文化や価値を破壊する」と認識し、あらためて共助共栄の社会を再建しようという動きが具体化してきました。そうした中で、わが国が天皇陛下を中心として伝統的共助共栄の国家再建に動き出すことは、世界を平和でより良い社会へと創造する牽引力になるのではないのでしょうか。

### 3 ポスト・グローバル資本主義の指標となる世界最初の憲法を創ろう

現行皇室制度を改正するためには、当然憲法も改正しなくてはなりません。何よりも、憲法を貫く思想を変えなくては、自由競争による対立と格差が浸透し、わが国伝統の共助共栄社会の存続と再生は不可能でしょう。

そもそも、現憲法は大日本帝国憲法から天皇陛下の神聖が取り除かれたことで、世俗憲法に変質しました。世俗憲法に規定できるのは世俗の事柄だけですから、ここに天皇陛下の地位と役割を規定すること自体適切とはいえないと思います。

最近の憲法改正議論では、現行世俗憲法に天皇陛下を「元首」と規定する意見が見られます。私は、これには問題があると考えます。

昭和56年2月24日、ローマ教皇ヨハネ・パウロ2世が初来日されました。その際、昭和天皇に謁見しました。このことは、2000年のヴァチカンの歴史の中で前例のないことだといわれました。例えば、ローマ教皇が英国を訪問した場合、女王陛下を引見します。米国大統領であったとしても、ローマ教皇が謁見することはないそうです。これは、世俗王の Her Royal Majesty より教皇 His Holiness の権威が上で、さらにその上に、天皇陛下の権威があるということしめす出来事だったといわれております。そう考えますと、何も、世俗憲法に天皇陛下を元首と規定する必要はないと思います。

むしろ、私の考えでは、天皇陛下の世俗元首化は、天皇陛下を世俗の地位に貶め、内閣の助言と承認がなければできない国事行為に一層専念させ、「しろしめす御統治と天皇の祭祀」を難しくするのではないかと危惧いたします。

大日本帝国憲法に、「天皇は国の元首」としているのは、天皇陛下の地位が憲法によって定められるのではなく、憲法発布勅語に「朕国家の隆昌と臣民の慶福とを以って中心の欣栄とし朕が祖宗に承くるの大権に依り現在及将来の臣民に対し此の不磨の大典を宣布す」とあるように、皇祖皇宗に由来する地位であることを前提にしているわけです。

さらには、大日本帝国憲法発布に先立ち皇祖皇宗に「告文」を御奉告されているわけで、

そこには、「益々国家を堅固にし国民の慶福を増進するため皇室典範と憲法を定めるが、それは皇祖皇宗の後裔に遺された統治道徳を詳述するに他ならない」とされており、大日本帝国憲法が近代西欧国家の世俗法ではないということが明確にされております。

このようなことを考えますと、世俗憲法に天皇陛下を規定することは避けるべきでしょう。このたびの今上陛下のおことばを思うと、過剰になった天皇陛下のご公務を軽減するためには、俗界の政治権力が主動する世俗業務すなわち国事行為こそ見直すべきではないかと思えます。

次に、立憲主義というのは、本来、英国中世で発祥した「憲法」のみが主権者と考える政治思想で、時の為政者による専制政治だけではなく民主主義といえども憲法に反する民意は許されないとする考えのようです。つまり、「憲法」が絶対権力であり、その権力の対峙的立場にあるのは政府と国民ということです。

これは、表面上は、選挙で選ばれた議員が民意を反映して法を作っているように見えて、実態としては、憲法を創って運用する人々が実態的専制権力を有することを意味します。事実、現憲法はそのようなプロセスで制定されました。

また、日本の憲法のように改正が極めて困難な憲法で支配されているということは、私達は憲法を創り運用している何者かの絶対支配の下に置かれ続けているということです。これを表す一例として、米国大統領選挙でバイデン米副大統領が、日本の核武装を容認することを示唆したトランプ氏を批判する際に「核保有国になり得ないとする日本の憲法をわれわれが書いたことを知らないのか。学校で学ばなかったのか。」と発言しました。これは、核にかぎらず日本の主体的安保安防政策を封じる仕組みが憲法に備わっているということです。安保安防で主体性をもち得ないということは、経済・貿易・金融、農産業、教育等あらゆる活動に影響を及ぼします。

初代神武天皇が奈良の橿原に大和の都を開かれたときの詔には、「**夫れ大人の制を立つ義必ず時に随ふ。いやしくも民に利有らば、何ぞ聖造に妨わむ。**且まさに山林を披き払い、宮室を經營りて恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は即ち乾靈の國を授けたまう徳に答え。下は即ち皇孫の正を養ひたまえふ心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて以て都を開き**八紘を掩ひて宇と為むこと亦よからず。**夫の畝傍山の東南橿原の地を觀れば蓋し國のもななか。治るべし」とあります。

わが国は神武建国以来、「民の利」つまり国民の幸福を創造することを目的とし、そのための「制を立つ義」（法秩序）は、必ず時に随ふとしている。これは、国民を主とし、法はあくまで国民の幸福を創造するための道具であって、その時々の実情に応じて変わるものだという考えでしょう。つまり、立憲主義のように、法が絶対で国民は法に支配されるという考えではないということです。



最近、国民の意見を政治、行政、司法に反映することを「ポピュリズム」や「大衆迎合主義」と誹謗し、「愚衆政治」となじる人が多いようです。この人たちは、憲法で規定した政治、行政、司法の権限を利用するエリート主義の人々で、国家運営は一部のエリートによってなされるべきだと考えているようです。有識者会議等と称して、いつもの少数エリートの意見を参考に政策を作成するやり方がその一例です。

なぜ国民の意見で政治を行うことが愚衆政治なのでしょう。天皇陛下のしろしめす統治は、まさに人々の心を知って政をすることではないでしょうか。

冒頭にも引用した憲法17条では、「十にはく、忿[こころのいかり]を絶ち瞋[おもえりのいかり]を棄てて、人の違[たが]ふを怒らざれ。人みな心あり、心おのおの執[と]ることあり。かれ是[よ]んずればすなはちわれは非[あし]んず、われ是みすればすなはちかれは非んず、われかならず聖[ひじり]なるにあらず、かれかならず愚かなるにあらず、ともにこれ凡夫[ただひと]ならくのみ。是く非しきの理[ことわり]、たれかよく定むべき。あひともに賢く愚かなること、鑿[みみがね]の端[はし]なきがごとし。ここをもつてかれの人瞋[いか]るといへども、還[かえ]りてわが失[あやま]ちを恐れよ。われ独り得たりといへども、衆[もろもろ]に従ひて同じく拳[おこな]へ。」とあります。ここでは、エリート主義を厳しく戒めております。

天皇陛下が国民の実情と心情を知り安寧を祈る。政治を行うものは、その天皇陛下の大御心に副い奉ること、国民を幸福にする政治が行われるのが日本の流儀だと思います。

こう考えていきますと、和する国日本の慣習的法秩序は、現行憲法とは相当な違いがあるようです。つまり、この憲法は日本の伝統的共助共栄社会を破壊するための装置として働き続けているといえるのではないのでしょうか。

ですから、現行憲法の部分改正に力を浪費するよりも、すでに私達の慣習の中にある伝統的秩序に権限を与えてはいかがでしょうか。その中心が御皇室の伝統慣習であることはもちろんです。

そして、『国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井しせいの人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。』と今上陛下のおことばにあるように、それぞれの地域に残る共同体の慣習とそれを支える人々の意見に法的権限を与えるのです。

現状は、国民が政治権力、行政権力、司法権力を直接行使することはほとんど出来ないようになっております。しかし、明治以降の中央集権化が進む以前は、実生活の主体者である地方の共同体が自分達のことを自分達で執り行える立法権、行政権、司法権を持っていました。

江戸末期に日本を訪れた初代駐日英国公使オールコックは、自著「大君の都」に幕末の日

本に触れて、次のような感想を記しています。

「一般大衆の間には、我々が想像する以上の真の自由があるのかもしれない。」「形式的・外見的には一般大衆に自由があつて、民主的な制度をもっている多くの国以上に、日本の町や田舎の労働者は多くの自由を持ち、個人的に不法な仕打ちを受けることがなく、この国の主権を握る人々によって干渉される立法を押し付けられることも少ないかもしれない。」

また幕府が開いた長崎海軍伝習所の教官で、オランダの海軍軍人であったカッテンディーケは、「日本の下層階級は、私の見るところをもってすれば、世界のいずれの国のものより大きな個人的自由を享有している。そして彼らの権利は驚くばかり尊重されていると思う」と彼の著「長崎海軍伝習所の日々」に記しています。

当時の地方行政の事務は、村内は地方三役により自治的に執行されていました。地方三役とは、庄屋、組頭、百姓代のことで、所によっては、庄屋を名主、組頭を年寄ないしは長（おさ）百姓と称していました。彼らは、一般的には選挙入札や協議によって任命される場合が多かったようです。これらの村役人は、一面において幕府や藩の機関として禁令を村民に周知させて実行させ、他面においては、村民の代表として、自治的に村内の事務を処理していたのです。

都会でも、役職名は違いますが基本は同様であったようです。江戸においては、幕府の直接の行政は町奉行までであり、市中に町年寄、名主、家主等を置いて、市内の公共事務を自治的に行わせるとともに、警察や和解調停などのことまで執行させていました。

さらにこれら自治組織の末端組織として、五人組がありました。これは、家を基礎とした一種の団体といえます。「向こう三軒両隣」の家が、隣保共助の精神で相互に強い絆をもって連絡を取り、連帯して租税を納め、協力して治安を維持し、教育、厚生をはじめ日常生活全般の領域において助け合う組織であったのです。だから、昔の長屋のような共助社会では、仮に住民の誰かが一時的に収入がなくても、贅沢をしなければ、お互いに助け合って一生豊かに暮らしていけました。

市井の人々に自治権さえ与えれば日本人は体外のことを自分達でやっています。先にも触れたように、災害時、他国では暴動、略奪、犯罪が顕著になるような事態において、日本人はむしろ共助、相互扶助の行動を当たり前のように成し遂げます。これは、憲法と法律によるものではありません。日本人の慣習秩序が為せることです。

#### 4 日本人の遺風伝統を未来に生かす憲法

人は一生をかけて多くのことを学びます。その一人ひとりの経験から得た知恵や技術を無駄にすることなく、何世代にもわたり積み上げることが伝統の継承になります。

伝統の継承は、祖先の思い描いた理想や理念に賛同し、その遺志を引き継いでいくこと

で、全ての時代の人々の経験と知恵に一貫性を与えます。

世代を超えた人々の意志の継承と努力の積み重ねは、一個人では達成できない大きな目標を成し遂げることも可能にします。それは、同じ時代に生きている人々が共同するだけでなく、異なる時代の人々が共同で成し遂げる歴史的創造活動といえるでしょう。

日本において、国家の柱として全身全霊で皇祖皇宗の遺訓を継承し、国民の安寧と国家の安泰を祈り続けてきたのが、天津日嗣たる天皇陛下です。その天皇陛下を中心に、我々の祖先が長い歴史の中で協心努力し創り上げてきた遺風は、国家と地方の文化慣習として継承されてきました。それこそが、私達の不文憲法ではないでしょうか。

日本の憲法は、このような伝統的不文憲法を現代と未来の環境に適応させ、神武建国の理念である『民の幸福を君民一体と成って実現する家』のような国造りをするためのものであるべきだと思います。

具体的には、現行の憲法の上に国体原理（The Principle of Constitution）という伝統的法秩序の思想を掲げるのがいいでしょう。国体原理とは、『記紀に示された神代以来の伝承を基に神武建国によって形作られた日本国家を貫く不変の法原理（不文律）である。また、この遺風を夫々の地域社会において具現している伝統慣習も国体原理の一部と認める。国体原理は、不変の原理であり総ての法（政体法）に優越する』というような内容です。

国体原理を根拠に、現行憲法を見直して、世俗的国家運用を規定する『政体法』として定めるのが良いでしょう。政体法とは、『国体原理に基づき、君民一体となり崇高な建国理念を具現するために制定する成文法であり、国体原理の下に国家運営の基本を定める『基本法』と、基本法を具体化するために必要最小限定める『法律』からなる。成文法である『基本法』及び『法律』は、国内外の趨勢に応じ君民合意の上、適宜に新設、改正、破棄できる。』というような内容です。

この国体原理と政体法を総称して『日本国国体法（憲法）』としてはいかがでしょうか。

このような法秩序構築のための戦略的目標を掲げた上で、現状において憲法を改正することの意義を、日本人の遺風伝統を未来に生かす社会創造のスタートと捉えるのが良いでしょう。君民一体、敬神崇祖、報恩感謝、自然親和、共助共生、四海同胞等を包括した八紘為宇を旨とする伝統的日本を取り戻し、個人の競争原理によるグローバル化ではなく、全人類が大きく和する「大和原理によるグローバル化」へと世界をかえる秩序を構築しましょう。ポスト・グローバル資本主義の指標となる世界最初の憲法を創ることを目指すのです。そしてそれは、世界をよりよい社会へと導く力になると信じております。